品川区議会だより

No.254 平成28年（2016年） 2月2日 発行 品川区議会（〒140-8715）東京都品川区広町2丁目1番36号 電話 03-3777-1111（大代表） 03-5742-6810（直通）
品川区議会のホームページアドレス http://gikai.city.shinagawa.tokyo.jp/

本会議傍聴（源氏前小学校）

第4回定例会の議案

平成27年第4回定例会は、11月26日から12月9日までの14日間の会期で開催されました。

区長から、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例」などの議案が、議員より「おもてなし条例」の議案がそれぞれ提出されました。慎重審議の結果、次のとおり可決されました。

以下、概要をお知らせします。

区長提案

条例（新規）

▼行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が制定されたことから、法律で規定された事務以外の個人番号の利用範囲を定めるとともに、他の機関に特定個人情報を提供する場合における事務の範囲、提供する特定個人情報等を定める。

施行期日　平成28年1月1日（すまいるスクール利用料徴収事務に係る個人番号の利用に関する規定は平成28年1月4日、情報提供ネットワークシステムに関する規定は法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日または平成28年1月1日のいずれか遅い日）

条例（一部改正）

▼区長等の退職手当に関する条例

地方公務員等共済組合法等が改正され、被用者年金制度が一元化されたことに伴い、規定を整備する。

施行期日　公布の日

▼区立区民活動交流施設条例

区民活動交流施設の運動場に係る使用料を定める。

施行期日　平成28年3月1日

▼区立保育所条例

ひろまち保育園を設置する。

〔所在地〕

広町二丁目1番18号

施行期日　平成28年4月1日

▼保育の実施等に関する条例

学校教育法が改正され、義務教育学校が設けられることに伴い、規定を整備するほか、保育料に係る規定を整備する。

施行期日　平成28年4月1日

▼区立学校設置条例

学校教育法が改正され、義務教育学校が設けられることから、小中一貫校6校を義務教育学校として位置付ける。

〔義務教育学校の名称〕

区立日野学園
区立伊藤学園
区立八潮学園
区立荏原平塚学園
区立品川学園
区立豊葉の杜学園

施行期日　平成28年4月1日

▼学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

学校教育法が改正され、義務教育学校が設けられることに伴い、関係条例の規定を整備する。

〔改正する条例〕

(1) 職員の旅費に関する条例
(2) 奨学金運営委員会条例
(3) 女性福祉資金貸付条例
(4) 区立学校施設使用条例
(5) 区立品川歴史館条例
(6) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
(7) 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
(8) 学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
(9) 学校教育職員の旅費に関する条例
(10) 災害対策基本条例
(11) 放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例
(12) 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
(13) 私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例

施行期日　平成28年4月1日

▼区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

学校教育法が改正され、義務教育学校が設けられることおよび地方公務員等共済組合法等が改正され、被用者年金制度が一元化されたことに伴い、規定を整備する。

施行期日　平成28年4月1日（地方公務員等共済組合法等の改正に伴う規定整備に関する改正規定は公布の日）

▼区立幼稚園条例

学校教育法が改正され、義務教育学校が設けられることに伴い、規定を整備するほか、保育料に係る減額の制度を導入する。

施行期日　平成28年4月1日

▼職員の給与に関する条例

特別区人事委員会勧告を踏まえ、給料表および扶養手当の額の引上げ改定を行うとともに、期末・勤勉手当の支給月数を引き上げる。

施行期日　公布の日（給料表および扶養手当の引上げの適用は平成27年4月1日）

▼幼稚園教育職員の給与に関する条例

特別区人事委員会勧告を踏まえ、給料表および扶養手当の額の引上げ改定を行うとともに、期末・勤勉手当の支給月数を引き上げる。

施行期日　公布の日（給料表および扶養手当の引上げの適用は平成27年4月1日）

▼学校教育職員の給与に関する条例

特別区人事委員会勧告を踏まえ、給料表および扶養手当の額の引上げ改定を行うとともに、期末・勤勉手当の支給月数を引き上げる。

施行期日　公布の日（給料表および扶養手当の引上げの適用は平成27年4月1日）

契約

▼（仮称）東五反田四丁目認知症高齢者グループホーム新築工事請負契約

契約の方法　制限付き一般競争入札による契約
契約金額　3億4千74万円
契約の相手方　立建設株式会社東京支店
工期　契約締結の日の翌日～平成29年2月28日

予算

▼平成27年度一般会計補正予算

(1) 歳入歳出予算補正額
2億8千491万6千円追加
（補正後の歳入歳出予算額
1千529億4千633万1千円）
(2) 債務負担行為補正件数
追加　1件

名誉区民の選定同意

名誉区民条例第3条の規定により、次の者を名誉区民として選定することに同意した。

小川（おがわ）寛興（ひろおき）、石井（いしい）傳一郎（でんいちろう）　氏

その他の議案

▼指定管理者の指定について

公の施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定する。

施設の名称　区立総合区民会館
指定管理者　公益財団法人品川文化振興事業団
指定期間　平成28年4月1日～平成33年3月31日

▼指定管理者の指定について

公の施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定する。

施設の名称
区立総合体育館
区立戸越体育館
指定管理者　公益財団法人品川区スポーツ協会
指定期間　平成28年4月1日～平成33年3月31日

▼指定管理者の指定について

公の施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定する。

施設の名称　区立家庭あんしんセンター
指定管理者　社会福祉法人福栄会
指定期間　平成28年4月1日～平成33年3月31日

▼指定管理者の指定について

公の施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定する。

施設の名称
区立八潮在宅サービスセンター
区立大井在宅サービスセンター
区立中延在宅サービスセンター
指定管理者　社会福祉法人品川総合福祉センター
指定期間　平成28年4月1日～平成33年3月31日

▼指定管理者の指定について

公の施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定する。

施設の名称　区立大崎在宅サービスセンター
指定管理者　社会福祉法人福栄会
指定期間　平成28年4月1日～平成33年3月31日

▼指定管理者の指定について

公の施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定する。

施設の名称
区立戸越台在宅サービスセンター
区立荏原在宅サービスセンター
区立小山在宅サービスセンター
指定管理者　社会福祉法人三徳会
指定期間　平成28年4月1日～平成33年3月31日

▼指定管理者の指定について

公の施設の管理を行わせる

R70 古紙パルプ配合率70%再生紙を使用　古紙配合率70%の紙を使用しています。